

## 第1回桜井市地域公共交通活性化再生協議会次第

日時：平成21年2月12日（木） 午前10時00分～

場所：本庁3階 第1会議室

- 1 桜井市地域公共交通活性化再生協議会の設立目的及び市内バス交通の現状・課題について
- 2 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約等の制定について
- 3 桜井市公共交通活性化再生総合連携計画の策定について
- 4 平成21年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算について

桜井市地域公共交通活性化再生協議会の設立目的及び  
市内バス路線の現状・課題について

【設立目的】

市内バス路線の廃止代替の問題、公共交通空白地域の解消等公共交通に係る多様な課題に取り組み、市内バス路線の活性化を通じて市内の生活交通の維持、地域活性化を図ることを目的として、その実現に必要な事項を協議するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」の規定に基づいた協議会を設立するものである。

なお、同協議会は「道路運送法（昭和26年法律第183号）」に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

【市内バス路線の現状】

路線名	運行主体	運行区間	運行日	運行便数	備考
桜井菟田野線	奈良交通(株)	桜井駅南口 ～ 菟田野・大宇陀	毎日	平日 8.0 土曜 6.0 日祝日 6.0	
天理桜井線	奈良交通(株)	桜井駅北口 ～ 天理	毎日	平日 24.0 土曜 23.0 日祝日 21.0	
多武峯線	奈良交通(株)	桜井駅南口 ～ 談山神社	毎日	平日 10.0 土曜 8.5 日祝日 8.5	
桜井初瀬線 (コミュニティバス)	桜井市	桜井駅南口 ～ 与喜浦	毎日	平日 9.5 学校休校日 7.0	運行業務を奈良交通(株)に委託
朝倉台線 (コミュニティバス)	桜井市	大和朝倉駅 ～桜井駅北口 ～大和朝倉駅	平日 (月曜～金曜)	平日 7.0 土曜 0.0 日祝日 0.0	運行業務を奈良交通(株)に委託
桜井飛鳥線	奈良交通(株)	桜井駅南口 ～ 石舞台・飛鳥資料館	毎日	平日 7.5 土曜 7.0 日祝日 7.0	
飛鳥線 (コミュニティバス)	桜井市	桜井駅南口 ～ 石舞台	土・日・祝日 (季節運行)	平日 0.0 土曜 7.0 日祝日 7.0	運行業務を奈良交通(株)に委託

**【最近休廃止になった路線（予定を含む）】**

- ・ 桜井市コミュニティバス小夫線（平成19年9月末日の運行をもって休止）
- ・ 桜井市コミュニティバス飛鳥線（平成21年3月末日の運行をもって廃止）

**【市内バス交通の課題事項】**

- ・ 路線バス多武峯線の休止申し入れ
- ・ 公共交通空白地域の解消



# 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約（案）

平成 年 月 日制定

## （設置）

第1条 桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

なお、この協議会は道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

## （事務所）

第2条 協議会の事務所は、奈良県桜井市大字栗殿432番地の1桜井市役所庁舎内に置く。

## （協議事項等）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。

- (1) 桜井市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に基づく事業の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

## （組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 監査員 2人

3 会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

## （委員の任期）

第5条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長）

第6条 会長は、桜井市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、桜井市市長公室長が会長の職務を代理する。

(監査員)

第7条 監査員は、委員の中から会長が指名する。

- 2 監査員は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、桜井市市長公室企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第13条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、制定の日から施行する。

構 成		所属団体名	役 職
協議会	会 長	桜井市	副 市 長
	委 員	近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長
		奈良県桜井土木事務所	所 長
		奈良県桜井警察署	署 長
		奈良県土木部	次 長
		桜井市自治連合会	会 長
		(社) 桜井市社会福祉協議会	会 長
		桜井市老人クラブ	会 長
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
		社団法人奈良県バス協会	専務理事
		奈良県タクシー協会	専務理事
		奈良交通株式会社	乗合バス事業部長
		(社) 奈良県タクシー協会桜井部会	部 会 長



# 桜井市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程（案）

平成 年 月 日制定

## （趣旨）

第1条 この規程は、桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第10条第4項の規定に基づき、桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

## （職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、桜井市市長公室長をもって充てる。
- 3 事務局員は、桜井市市長公室企画課の職員をもって充てる。

## （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

## （文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、桜井市において定められている文書の取扱いの例による。

## （委任）

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、制定の日から施行する。

# 桜井市地域公共交通活性化再生協議会財務規程（案）

平成 年 月 日制定

## （趣旨）

第1条 この規程は、桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （予算）

第2条 協議会の予算は、桜井市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定による予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに桜井市長に送付しなければならない。

## （予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

## （予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

## （予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、桜井市の例によるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

## （出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

## （協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることが

できる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、桜井市の例により行うものとする。

- 2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第7条の規定に定められた監査員の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに桜井市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 桜井市地域公共交通活性化再生協議会内部監査実施規程（案）

平成 年 月 日制定

（趣旨）

第1条 桜井市地域公共交通活性化再生協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この規程により実施するものとする。

（監査員の指名）

第2条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、委員の所属組織のうちから協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

（内部監査の種類）

第3条 内部監査は、1会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

（内部監査実施計画の作成等）

第4条 監査員は、毎会計年度3月末日までに内部監査責任者を1名定め、及び内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

（内部監査結果の報告）

第5条 内部監査責任者（前条の内部監査をいう。以下同じ。）は、内部監査の終了ごとにその結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の会議に報告するものとする。

3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後10年間保管するものとする。

（内部監査結果の不適合の是正）

第6条 内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第4条の内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の会議に報告するものとする。

5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該会計年度終了後10年間保管するものとする。

(雑則)

- 1 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約及び桜井市地域公共交通活性化再生協議会財務規程並びにこの実施規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

## 桜井市公共交通総合連携計画の策定について

### 【事業の概要】

市内バス路線の廃止代替の問題、公共交通空白地域の解消等公共交通に係る多様な課題に取り組み、市内バス路線の活性化を通じて桜井市及び周辺地域の生活交通の維持、地域活性化を図ることを目的として桜井市公共交通総合連携計画を策定し、同計画に基づき事業実施計画を策定する。

### 【計画の内容】

平成16年桜井市バス交通再生計画（バス対策プロジェクト最終報告）において、生活交通の整備について計画されているところであるが、その計画では市内バス交通を東部、中部、南部、西北部地域に分けて整備することとなっている。

現在、東部及び中部地域についてその整備が終わっているが、南部、西北部地域についてはまだ未整備となっている。南部地域は路線バスの休止申入れがなされていることから、この地域についての整備は喫緊の課題となっている。

一方、桜井市は、福祉サービスの一環として、高齢者総合福祉センター送迎バスを運行しているが、先の課題も含めてその活用や見直しが求められている。

このような課題に応えるため、桜井市バス交通再生計画の修正を行い、南部地域、西北部地域の整備計画を改めて策定する。

また合わせて、東部線、中部線についてもそのあり方の見直しや、バス利用促進策等の検討を行い、計画に盛り込んでいく。

### 【策定方法】

計画策定は、桜井市地域公共交通活性化再生協議会で行うが、事務局（案）を作成する作業部会として桜井市バス対策プロジェクト会議を位置づける。

- ① 交通現況調査
- ② 現在のバス路線の課題分析・方向性の検討
- ③ バス交通の整備計画の策定
- ④ バス利用促進策の策定

桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員

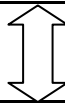
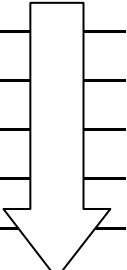
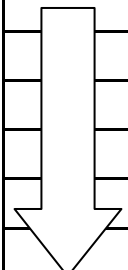
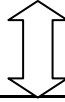
所属団体名	役職	
桜井市	副市長	会長
近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	
奈良県桜井土木事務所	所長	
奈良県桜井警察署	署長	
奈良県土木部	次長	
桜井市自治連合会	会長	監査員
(社)桜井市社会福祉協議会	会長	監査員
桜井市老人クラブ	会長	
(社)奈良県バス協会	専務理事	
(社)奈良県タクシー協会	専務理事	
奈良交通株式会社	乗合バス事業部長	
奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	
(社)奈良県タクシー協会桜井部会	部会長	

桜井市バス対策プロジェクト会議

所属名	役職
市長公室長	会長
市長公室次長	副会長
市長公室企画課長	委員
総務部総務課長	委員
総務部防災安全課長	委員
福祉保健部社会福祉課長	委員
福祉保健部高齢福祉課長	委員
福祉保健部児童福祉課長	委員
産業経済部観光課長	委員
教育委員会事務局学校教育課長	委員



## 桜井市公共交通活性化総合連携計画策定スケジュール（予定）

年月日	協議会	プロジェクト会議	補助申請	
H21.1				
H21.2	協議会立ち上げ		 地域公共交通活性化・再生総合連携計画策定 調査事業申請	
H21.3				
H21.4				
H21.5	 協議会 の 開催	 策 定 作 業	地域公共交通総合連携計画策定調査事業交付決定	
H21.6				
H21.7				
H21.8				
H21.9				
H21.10				
H21.11	計画完成			
H21.12				
H22.1				
H22.2			 地域公共交通活性化・再生総合事業申請	
H22.3				
H22.4	事業の開始			

# 地域公共交通活性化・再生総合事業

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

## 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)

### 協議会

市町村

公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

住民

等

### 地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

うち協議会が実施する事業

### 地域公共交通活性化・再生総合事業計画(3年)

- (例) ◇ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)
- ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
  - ・コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化等のための実証運行
  - ・旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航 等
- ◇ 車両関連施設整備等
- ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合環境整備、デマンドシステムの導入 等
- ◇ スクールバス、福祉バス等の活用
- ◇ 乗継円滑化等
- ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進、ボランティアセンター設置・運営 等
- ◇ 公共交通の利用促進活動
- ・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等
- ◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化
- ◇ その他地域の創意工夫による事業



- ・協議会の参加要請応諾義務
- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

策定支援

取組支援

### 新支援制度による支援

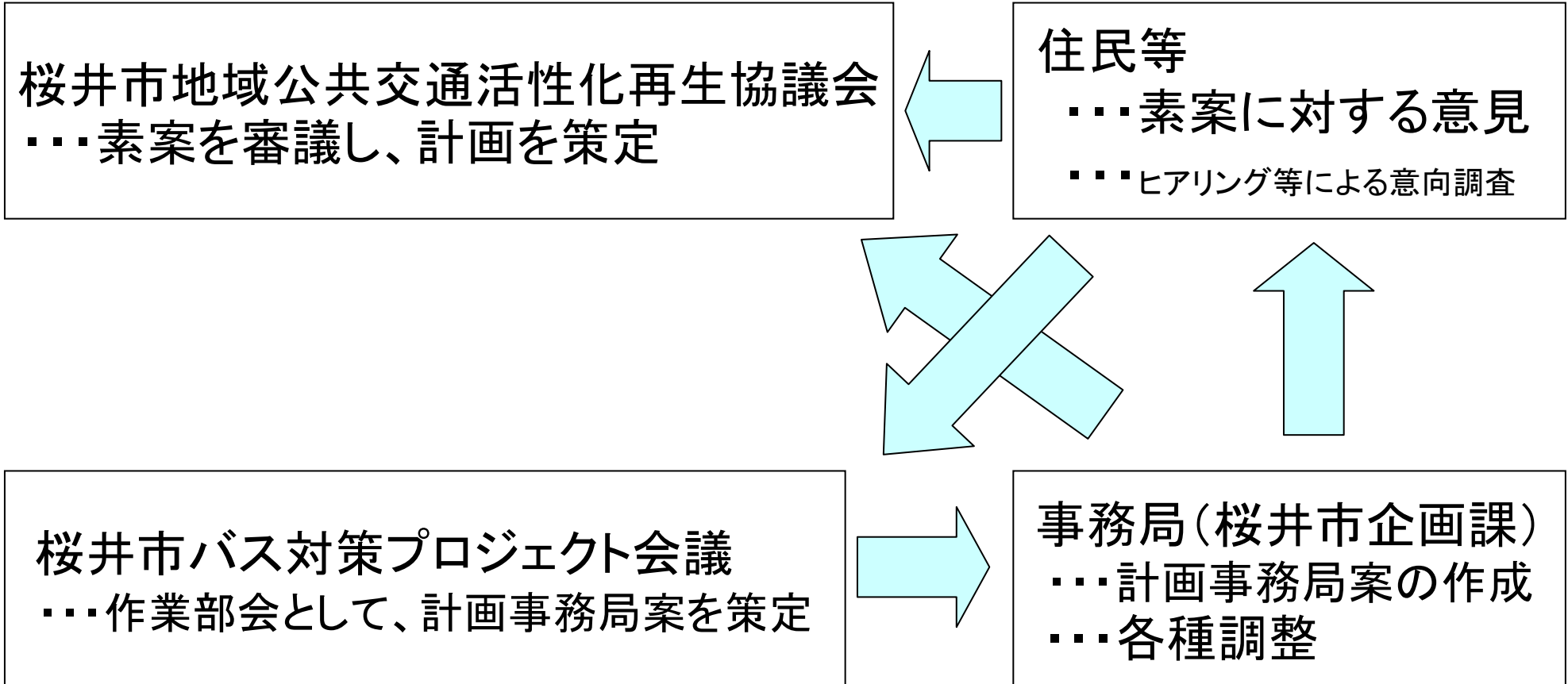
#### <補助率等>

- 「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費  
定額
- 総合事業計画に定める事業に要する経費
  - ・実証運行(運航) 1/2
  - ・実証運行(運航)以外の事業 1/2 (※)
  - (※)政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3

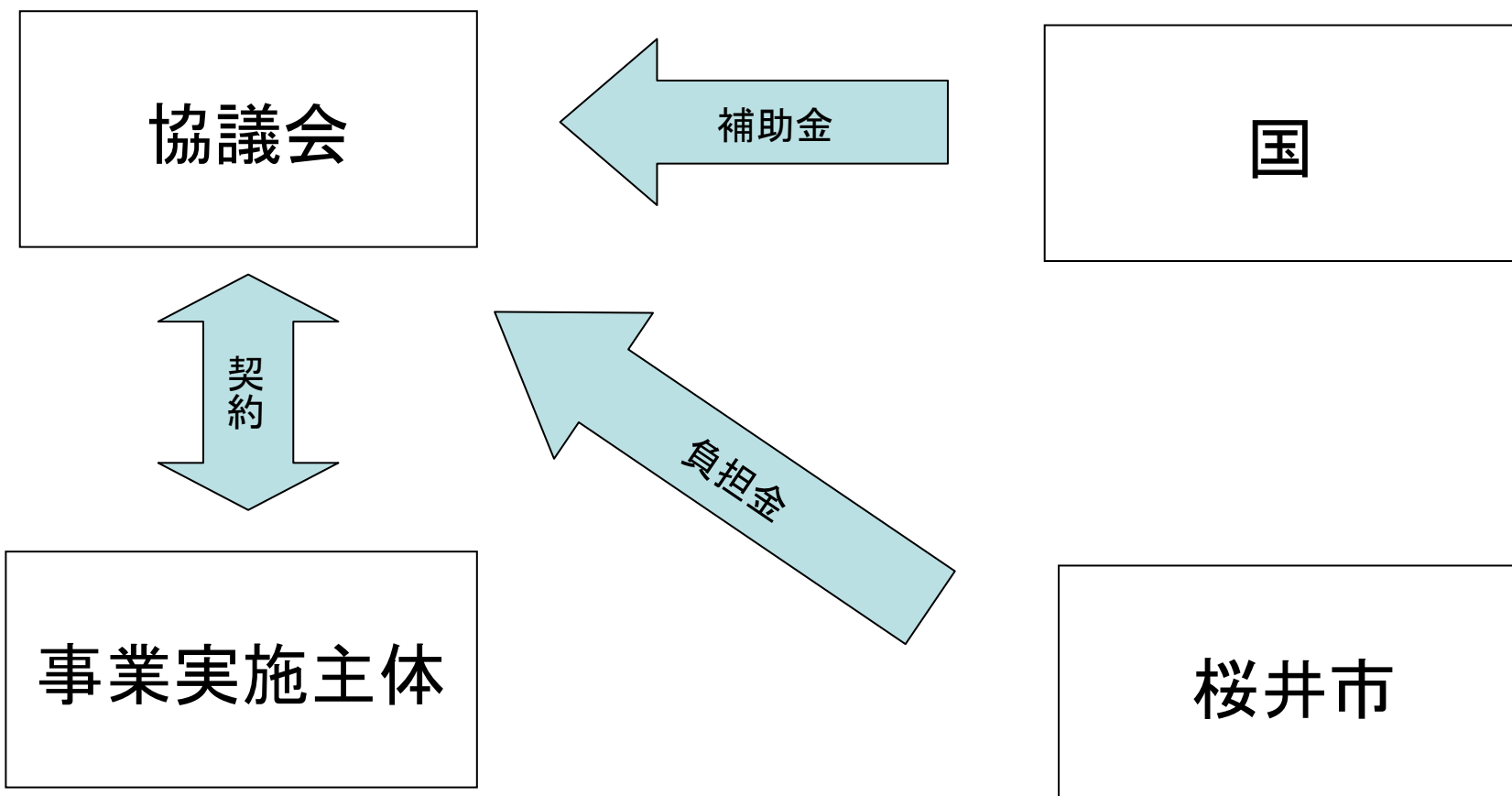
#### <制度の特徴>

- 【計画的取組の実現】
  - ・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能
- 【協議会の裁量確保】
  - ・事業をパッケージで一括支援
  - ・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施
- 【地域の実情に応じた支援の実現】
  - ・地域の実情に応じた協調負担の実現
- 【事業評価の徹底】
  - ・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

# 桜井市地域公共交通総合連携計画策定手法



# 資金の流れ



平成21年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

（ 歳 入 ）

款	項	目	金額（千円）	説 明
02 補助金	01 補助金	01 補助金	9,429	○地域公共交通活性化・再生総合連携計画策定調査事業補助金 9,429,000円
合 計			9,429	

（ 歳 出 ）

款	項	目	金額（千円）	説 明
02 事業費	01 事業費	01 事業費		○桜井市公共交通活性化連携計画策定委託料 9,429,000円
合 計			9,429	